

こども食堂運営の「壁」突破バイブル！ 集客・資金・連携の全回答

～毎回満席の秘訣から、企業・行政との最強タッグの組み方まで～

10時開始

- ◆表示されるお名前は「団体名＋氏名」でお願いします。
(参加者からご自身の名前をクリックまたはタップで変更できます)
- ◆発言されるとき以外、音声はミュートに設定してください。



一般社団法人ハートリボン協会

2025年クリスマスケーキイベント。新橋SL広場で「1150個」を子育て家庭にハートリボン大使が配布。
別日には吉本興業にて芸人さんによる配布も実施。
児童養護施設も含めて、合計でクリスマスケーキ「2000個」を子どもたちに届けました！



12/21 ANN NEWS報道より

ハートリボン協会：子育て家庭を対象に全て無料で提供・ご招待

ハートリボン協会のテーマは「親子支援、食と体験」。

「食と体験」を通じて子どもたちの笑顔と未来を守り、社会に広がりのある活動を行っています。

子ども食堂

毎週土曜日開催、年間1万食提供＋食料品配布

季節の支援

クリスマスケーキ配布（昨年2千個・著名人協力）

イベント

ホールコンサート、餅つき大会、親子フェスタ…

ワークショップ

似顔絵教室、ママ向けセミナー、特別授業…

コンサート招待

クラシック、演劇、夏祭り、スポーツ観戦…

生活支援

企業連携によるクリーニング おせち料理配布…

こども食堂毎週土曜日満席の秘訣（集客、継続開催のノウハウ）

美味しい食事、嬉しい楽しい体験が、健全な子どもの育成につながる。

🌀 告知集客（リスト集め）

自治体・社協との連携（メルマガ・通知へのチラシ同封）
学校配布・他団体ネットワークの活用（チラシ配布等）

🌀 人材確保（ボランティア）

募集サイトでの広報（事前説明会による理念とルールの共有）
企業CSRスタッフ・学生の受け入れ（ボランティア証明書）

🌀 満足度の向上（コンテンツ）

＜嬉しい＞ 美味しい食事、食品・日用品の配布

＜楽しい＞ 季節行事（恵方巻、ハロウィン等）の開催

＜学び＞ 学びにつながる「南極クラス」等の実施

ミサワホーム「南極クラス」のご紹介

「南極クラス」は、ミサワホームが提供する、**南極地域観測隊の経験を持つスタッフが講師**となり、南極の自然や観測隊の生活を伝える出前授業プログラム。**子どもたちに夢やチームワークの大切さを伝える「体験型」の講演。**

子ども食堂で開催可能

- ・費用負担なし
- ・少人数でもOK
- ・全国どこでも
- ・大人も一緒に感動

※ハートリボン協会が窓口となって南極クラスをコーディネートします。



秋元 茂：アザラシ
〔第51次隊〕



坂下 大輔：ペンギン
〔第51・52・55・59次隊〕



堀川 秀昭：シャチ
〔第53・63・65次隊〕



浅野 智一：昭和キス
〔第56次隊〕



福田 真人：南極タコ
〔第57次隊〕



岡本 裕司：ジロー犬
〔第58次隊〕



後関 洋希：ライギョダマシ
〔第59次隊〕



佐藤 啓之：ザトウクジラ
〔第59次隊〕



小山 悟：ゴクウ
〔第60次隊〕



鈴木 悟：クリオネ
〔第61次隊〕



久岡 哲也：ウミガメ
〔第62次隊〕



熊倉 聡泰：樺太犬
〔第64次隊〕

企業と「共感」でつながり、Win-Winの関係を築く。

❖ 発信力を強化

ホームページ・SNSで活動を可視化
（企業はCSR活動を探しています）

❖ 提案の質を高める

企業理念に合致した支援内容を提案
企業側のメリットを考える

❖ 関係を深める

- ＜訪問＞ 団体の理念と活動を説明し共感する部分を探る
- ＜現場＞ 一緒に参加することで支援意義を実感してもらう
- ＜アフターフォロー＞ お礼状、感謝状、活動報告書の送付



特別協賛: 野村不動産
特別協力: 警視庁新宿署
後援: 新宿区
主催: 一社ハートリボン協会

2026年3月7日
新宿野村ビルにて
子育て家庭250世帯をご招待

野村不動産の思い
「CSRで子ども支援を」
「飲食店の支援を」

警視庁の思い
「警察活動に対する理解」
「防犯・安全教育」

ハートリボン協会の思い
「食と体験で子育て支援」

親子で楽しめる子育て支援イベントを開催

- ・警視庁音楽隊演奏
- ・パトカー・白バイ展示
- ・警察犬デモストレーション
- ・ピーポくんと交流
- ・ゲーム
- ・万引き防止ブース
- ・特別お弁当の配布

社協や行政との良い関係を築く方法（行政と協働するノウハウ）

担当者との信頼関係が、活動の安定につながる。

✿ 信頼の積み重ね

対面回数を増やし、「頼る」ことでニーズを理解してもらう

✿ 積極的に参加

子ども食堂ネットワーク加盟、研修会へ複数人で参加

✿ 誠実な対応

依頼（物資の受け入れ）を断らずに協力する姿勢が応援を呼ぶ

✿ イベント活用

後援イベントを開催し挨拶を依頼、行政との関係を公式化する

申請書類は「ラブレター」、読み手の心を動かす準備が必要。

❀ 読み込みの徹底

助成要領は印刷して読み込む（画面越しと理解度が異なる）

❀ 戦略的計画

事業の目的・狙いと、実行計画を完璧に一致させる

❀ 提出ルールを守る

期限、提出方法、書類、指定された内容をキチンと記入する

＜例えば、本事業において＞
：行政と連携を促す（説明資料のQ&Aを全く参考にしていない）
：実績が乏しいから事業のひとり親家庭にアプローチするかの具体的計画の記載がない

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

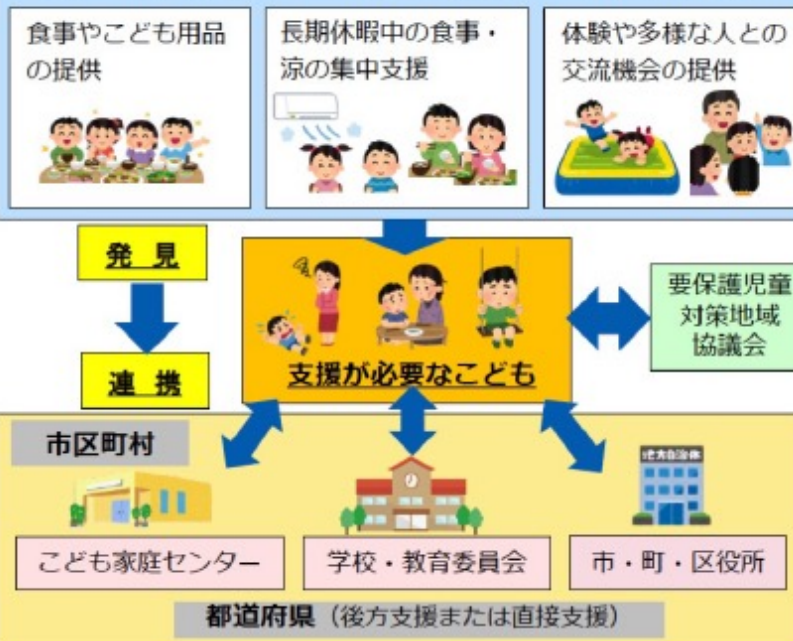
- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）**
年間を通じて食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➤ 長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※1、2）
- イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）＜新規＞**
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所等で食事を提供（居場所モデル）、又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施
- ウ 体験・交流・学習支援提供型＜拡充＞**
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う
- エ 備品等購入支援**
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継続支援：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する
- オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）**
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う
- カ その他上記に類する事業**
- 要支援児童等支援強化加算**
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施
- 注1：ア～カを組み合わせ実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注2：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能

福祉・教育施設、地域における様々な場所

・支援ニーズを把握するための研修、地域人材をコーディネータ配置



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む） 【補助率】 国：2/3又は1/2、都道府県・市町村：1/3又は1/2
※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（1箇所当たり）】 最大15,743千円 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大18,335千円

ア：3,140千円 ※1 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※2 アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない
イ：4,260千円 ウ：3,910千円 エ①：1,520千円 エ②：300千円 オ：2,913千円 カ：ア～オに準じる ○要支援児童等支援強化加算：2,592千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数(2,013億円の内数)

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

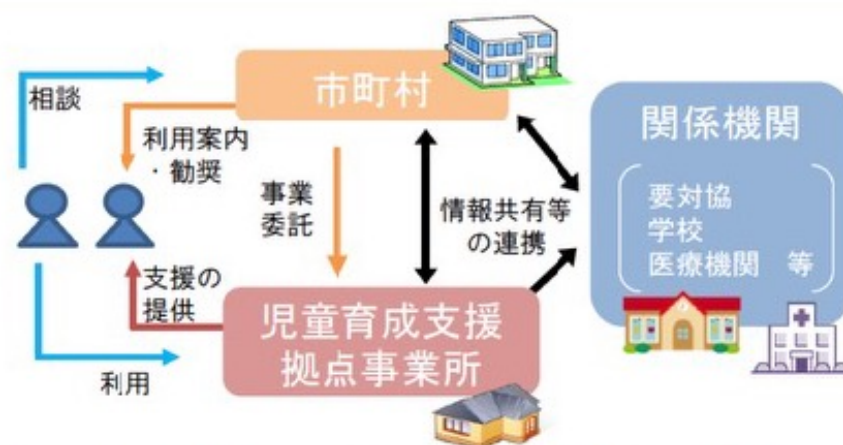
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○長時間開所加算

○基本分	1事業所当たり	17,308千円（※）	（1）平日分	年間平均時間数1時間当たり	1,084千円（※）
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	（2）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	258千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	○賃借料補助加算	1事業所当たり	3,000千円
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円（※）	○開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

＜こども政策推進事業費補助金＞令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・居場所に関する地域資源の把握
- ・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

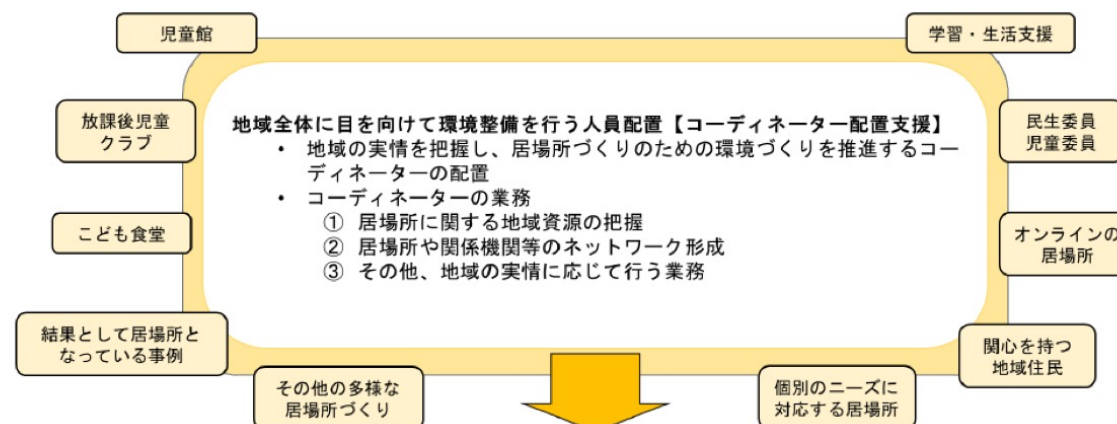
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

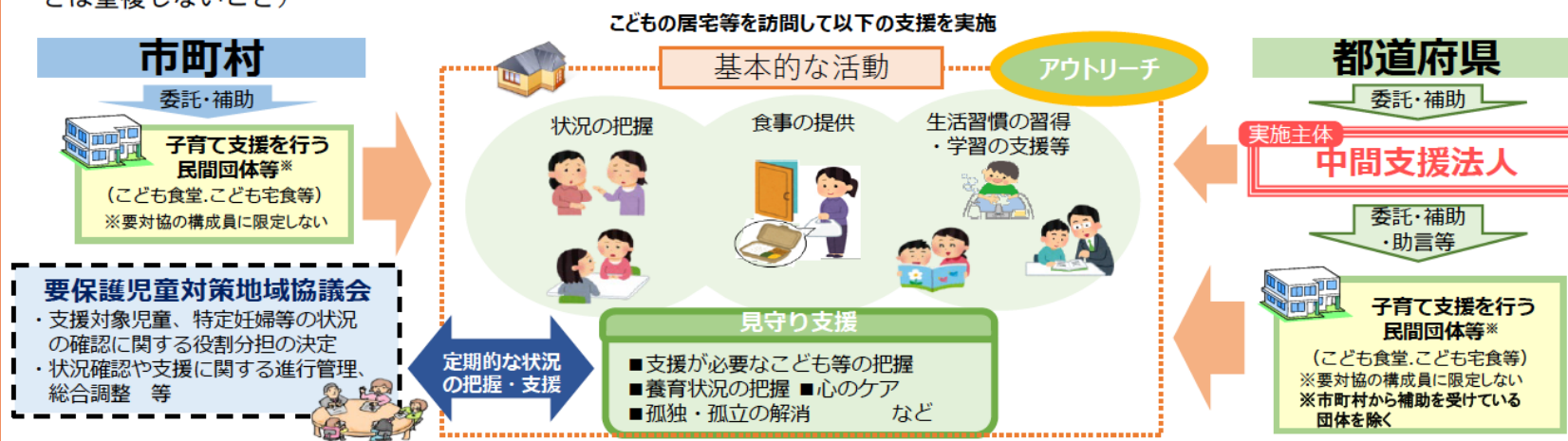
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度予算案 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動を強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】 ①及び②：国2／3（市町村1／3）又は国1／2（市町村1／2）、③：国2／3（都道府県1／3）又は国1／2（都道府県1／2）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）

※補助率2／3の対象となるのは、財政力指数1未満の自治体のみ

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額: 2.3億円(子どもの学習・生活支援の緊急強化事業)

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援(生活支援)、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

2 事業の概要・スキーム

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

3 実施主体等

実施主体: 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体906自治体)、補助率: 国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
実施自治体数(令和6年度): 602自治体

食品アクセス確保緊急支援事業

令和7年度補正予算額 600百万円

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80%〔令和12年度まで〕）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化支援

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援します。

- ① 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ② 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④ 課題解決に向けた計画の策定

[1について]



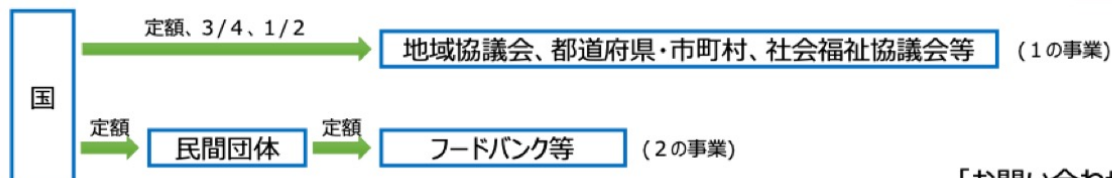
2. フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化支援

地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

[2について]



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㊦ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㊧ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㊨ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㊩ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・こども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

○学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂・こども宅食、フードバンクにおいて食育の一環としてごはん食の推進を支援。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

〔こども食堂・こども宅食〕

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg(年度内に合計5回の申請が可能)

(申請先)

(一財) 日本穀物検定協会

フードバンク(事業内容等)

〔フードバンク〕

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

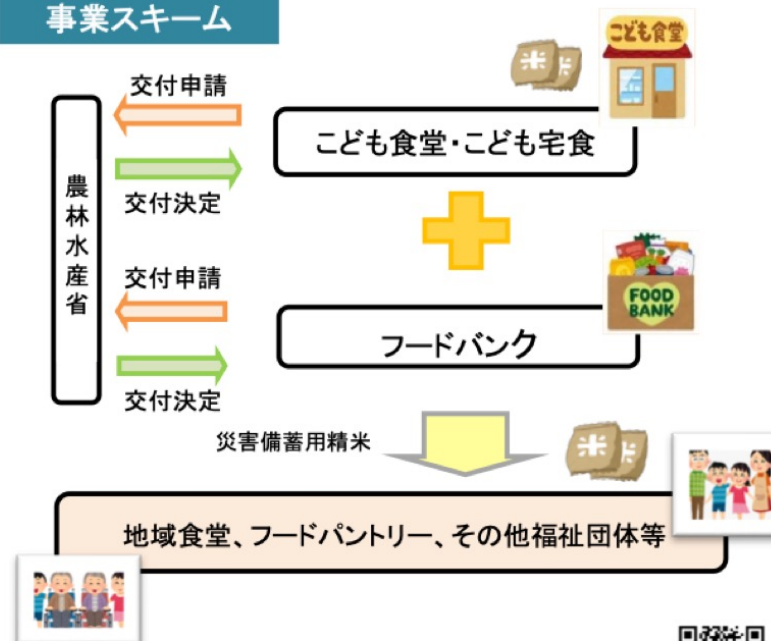
(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)

(申請先)

農林水産省ホームページにおいて公表

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくはこちら ▶▶



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県(地域拠点)の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください